2　第二章第二節における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3　第二章第四節及び第三章における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

4　前章及び基金に係る通則法における主務大臣は、国土交通大臣及び財務大臣とする。

5　第五十五条第一項及び基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

6　前章及び基金に係る通則法における主務省は、国土交通省及び財務省とする。

7　第二章における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

8　基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第四章第四節中第二十六条を第五十八条とし、第二十五条を第五十七条とし、第二十四条を第五十六条とし、第二十三条を削り、第二十二条を第五十五条とする。

第四章第三節中第二十一条を第五十四条とする。

第二十条第一項中「第十七条第二号」を「第五十条第二号」に改め、同条を第五十三条とする。

第十九条を第五十二条とし、第十八条を第五十一条とする。

第十七条中「第十一条」を「第四十四条」に改め、同条を第五十条とする。

第四章第二節中第十六条を第四十九条とし、第十五条を第四十八条とし、第十四条を第四十七条とする。

第四章第一節中第十三条を第四十六条とし、第九条から第十二条までを三十三条ずつ繰り下げる。

第八条第五項中「の外」を「のほか」に改め、第三章中同条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（審議会への報告）

第四十一条　主務大臣は、毎年、奄美群島の振興開発に関して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

第七条第二項中「国土交通大臣、総務大臣又は農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、同条を第三十九条とする。

第六条の十三第一号中「奄美群島内において」を「認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において当該認定産業振興促進計画に定められた」に、「設備」を「施設又は設備」に改め、「（ホに掲げる事業の用に供するものを除く。）」を削り、「その敷地である土地に」を「構築物若しくはこれらの敷地である土地に」に改め、第二章中同条を第三十八条とする。

第六条の十二を第三十七条とする。

第六条の十一の見出しを「（観光の振興及び地域間交流の促進）」に改め、同条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「ため、」の下に「奄美群島における観光の振興並びに」を加え、同条を第三十六条とする。

第六条の十中「伝承されてきた」の下に「多様な」を、「活用」の下に「並びに当該文化的所産の担い手の育成」を加え、同条を第三十五条とする。

第六条の九中「国」を「前二項に定めるもののほか、国」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、奄美群島内の島の区域（当該島の区域が二以上の奄美群島市町村の区域にわたる場合にあつては、当該島のうち一の奄美群島市町村の区域に属する区域。以下この項において同じ。）内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設（以下この条において「高等学校等」という。）が設置されていないことにより、当該島の区域内から当該島の区域外に所在する高等学校等へ生徒が通学する場合又は当該島の区域外に生徒が居住して当該高等学校等へ通学する場合における当該通学又は居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

2　国及び地方公共団体は、奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の規定による公立の高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに奄美群島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

第六条の九を第三十四条とする。

第六条の八の見出しを「（高齢者の居住用施設の整備）」に改め、同条中「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて」を削り、同条を第二十九条とし、同条の次に次の四条を加える。

（保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減）

第三十条　国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、奄美群島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

（防災対策の推進）

第三十一条　国及び地方公共団体は、奄美群島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、奄美群島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

（自然環境の保全及び再生）

第三十二条　国及び地方公共団体は、奄美群島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

（再生可能エネルギー源の利用の推進等）

第三十三条　国及び地方公共団体は、奄美群島の自然的特性を踏まえ、奄美群島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2　国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間のエネルギーの利用に関する条件の格差に鑑み、奄美群島における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るため、奄美群島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。

第六条の七中「地方公共団体は」の下に「、奄美群島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み」を加え、同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（生活環境等の整備）

第二十七条　国及び地方公共団体は、奄美群島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

（介護給付等対象サービス等の確保等）

第二十八条　国及び地方公共団体は、奄美群島における介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

第六条の六を第二十五条とする。